

遺言書の書き方 「いろは」講座

遺言書は万が一のために書いておくもの。元気な今のうちに作っておくべきです。

いつ災害や事故に遭うか分かりませんし、身体が衰えてからでは書くに書けません。

遺言書を書く必要性を感じていない人は多いと思いますが、

- 相続トラブルを未然に防ぎたい方
- 財産を特定の人にあげたい方
- 自分の想いを家族に残したい方



は、遺言書を書いておくことをお勧め致します。

是非この機会に遺言書について考えてみては如何でしょうか。

本講座では、遺言書を書く上での注意事項などを説明致しますので、ご希望の方は
電話連絡の上、お申込み下さい。

※ 練習として実際に書いてもらいますので、**ボールペン**と**認印**などをご持参下さい。

【主催】遺言普及いろは会

茨城県桜川市中泉 5 2 7

☎ 0 2 9 6 - 7 5 - 2 7 5 6

0 7 0 - 5 4 5 6 - 9 7 5 7 (行政書士 仙波 満)

0 9 0 - 3 3 4 5 - 5 1 9 4 (行政書士 関山 健一)

